

鴨川市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第40号

鴨川市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の一部を改正する告示

鴨川市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年鴨川市告示第30号）の一部を次のように改正する。

第6条中「旧指定介護予防サービス等省令に規定する旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護に係る基準」を「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号）」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。